

## 第3節 防衛装備・技術協力

わが国は、防衛生産・技術基盤の維持・強化及び平和貢献・国際協力の推進に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。引き続き、相手国の

ニーズ等の情報収集の強化、装備品の維持整備への支援も含めた協力、官民一体の連携体制の強化などを通じて効果的な防衛装備・技術協力を実現していく。

### 1 防衛装備移転三原則

#### 1 防衛装備移転三原則の策定趣旨

わが国は、これまで武器などの輸出については、武器輸出三原則などによって慎重に対処してきた。他方、弾道ミサイル防衛 (BMD) Ballistic Missile Defense に関する日米共同開発などへの国内企業の参画などについては、同原則などによらないこととする措置を個別にとってきた。

こうした中、11 (平成23) 年12月、「防衛装備品などの海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話により、①平和貢献・国際協力に伴う案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、厳格な管理<sup>1</sup>を前提に、武器輸出三原則などの例外化措置が講じられた。

14 (同26) 年4月には、「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関して武器輸出三原則などに代わる新たな原則として、「防衛装備移転三原則」<sup>2</sup>及びその運用指針を策定し、防衛装備の海外移転にかかる具体的な基準や手続、歯止めについて明確化した。

参照》資料68 (防衛装備移転三原則)

#### 2 防衛装備移転三原則の内容

##### (1) 移転を禁止する場合の明確化 (第一原則)

移転を禁止する場合を明確化し、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、又は③紛争当事国への移転となる場合とした。

参照》図表Ⅲ-3-3-1 (第一原則「移転を禁止する場合」)

##### (2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開 (第二原則)

移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は②わが国の安全保障に資する場合に限定し、透明性を確保しつつ、仕向先及び最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、併せて情報の公開を図ることとした。

参照》図表Ⅲ-3-3-2 (第二原則「移転を認める場合の限定」)

図表Ⅲ-3-3-1 第一原則「移転を禁止する場合」

場合	具体的事例
①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合	化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約など
②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合	安保理決議第1718号 (北朝鮮の核問題) など
③紛争当事国への移転となる場合	武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国

1 わが国政府と相手国政府との間で締結される国際約束において、目的外使用や第三国移転に関するわが国への事前同意を義務付けることとされていた。  
2 「防衛装備移転三原則」の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

図表Ⅲ-3-3-2 第二原則「移転を認め得る場合の限定」

場合	具体的事例
①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合	<p>平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの(平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○移転先が外国政府である場合</li> <li>○移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合</li> </ul>
②わが国の安全保障に資する場合	<p>わが国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(わが国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転</li> <li>○米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づき自衛隊が実施する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転</li> <li>・米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供</li> <li>・米国からのライセンス生産品にかかる部品や役務の提供、米軍への修理などの役務提供</li> </ul> </li> <li>・わが国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視および掃海にかかる協力に関する防衛装備の海外移転</li> <li>○自衛隊を含む政府機関(以下「自衛隊など」という。)の活動(自衛隊などの活動に関する外国政府又は民間団体などの活動を含む。以下同じ。)又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊などの活動にかかる、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。)</li> <li>・公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出</li> <li>・危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出</li> </ul> </li> </ul>

### (3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保(第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用及び第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢

献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

## 2 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

### 1 共同研究・開発など

米国との間で、わが国は、1992(平成4)年以降、20件の共同研究と1件の共同開発を実施しており、現在は、3件の共同研究(ハイブリッド電気駆動に係る共同研究、高速多胴船の最適化に係る共同研究、部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露<sup>ばくろ</sup>の比較に係る共同研究)と1件の共同開発(弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発)を実施している。また、わが国は、15(同27)年7月、イージス・システムに係るソフトウェア及び部品などの米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認め得る案件に該当することを確認している。

参照》Ⅲ部1章2節3項2(米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力)

参照》資料33(日米共同研究・開発プロジェクト)

### 2 日米共通装備品の生産・維持整備

#### (1) F-35A生産への国内企業の製造参画及び整備拠点の設置

わが国は、11(同23)年12月、F-35AをF-4戦闘機の後継機である次期戦闘機とし、平成24年度以降、42機取得すること、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した。これを踏まえ、わが国は平成25年度以降のF-35A戦闘機取得に際して国内企業の製造参画を図っている。平成25年度は、機体の最終組立・検査(FACO)やエンジン部品の一部(17品目)及

Final Assembly and Check Out



国内企業が製造参画するF-35A戦闘機（写真は米国製）

びレーダー部品の一部（7品目）、平成26年度はエンジンのFACO及び電子光学分配開口システム（EODAS）<sup>3</sup> 部品の一部（2品目）、平成27年度はエンジン部品の一部（2品目）及びEODAS部品の一部（1品目）について、製造参画を決定した。

国内企業が機体のFACOに必要な能力や施設を有することは、

- 機体が破損し、主翼や胴体など主要構造部位の修理・交換など、部隊では実施できない作業の必要が生じた場合でも、機体を海外に輸送せず国内で迅速に対応することができる
- 将来的に国内でF-35Aの能力向上を図る際などに、国内で改修作業を行うことができるなど、F-35Aに対する運用支援を効果的に実施する上で重要である。また、国内企業がFACOの実施や部品の製造に参画することは、ステルス機のシステム・インテグレーション技術や最先端の戦闘機技術・ノウハウに接することが可能となるという意義がある。

米国政府は、F-35について全世界的な運用が予想されるため、北米・欧州・アジア太平洋地域において機体・エンジンを中心とした整備拠点の設置を構想している。14（同26）年12月、米国政府は、アジア太平洋地域におけるF-35の整備拠点（リージョナル・デポ）について、①機体の整備拠点については、18（同30）年初期までに日本及びオーストラリアに設置すること<sup>4</sup>、②エンジンの整備拠点については、18（同30）年初期までにオーストラリアに設置し、追加的な所要に対

応するため3～5年後に日本にも設置すること<sup>5</sup>を決定した旨を公表した。機体及びエンジンのFACO施設を活用し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、わが国のF-35Aの運用支援体制を確保するとともに、国内の防衛産業基盤の維持、日米同盟の強化及びアジア太平洋地域における装備協力の深化といった観点から、有意義である。

## （2）日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイ（24機）については、定期機体整備を17（同29）年頃から開始するため、米海軍によって整備企業を選定する入札が行われ、15（同27）年10月、整備企業を富士重工業株式会社とする決定があった。

防衛省としては、①陸自オスプレイ（V-22）<sup>6</sup>の円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来の陸自オスプレイの整備を同駐屯地で実施することにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、新ガイドラインに掲げる「共通装備品の修理及び整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に繋がるものとして、極めて有意義である。



米海兵隊オスプレイの構造を確認する国内整備企業の技術者【富士重工業株式会社提供】

3 電子光学分配開口システム。一つの機体に6か所内蔵される最先端赤外線センサーであり、全方位を認識することができ、ミサイル検出、追尾などが可能になる。

4 日本における機体のリージョナル・デポは、三菱重工業株式会社（愛知県：小牧南工場）を予定

5 日本におけるエンジンのリージョナル・デポは、株式会社IHI（東京都：瑞穂工場）を予定

6 陸自では、輸送ヘリコプター（CH-47J）の輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化し得るティルト・ローター機（オスプレイ（V-22））を17機導入することとしている。15（平成27）年6月、このうち5機について米海軍省と契約し、18（同30）年度末に当該5機が納入される予定。



### 3 新たな防衛装備・技術協力の構築

#### 1 欧州主要国との防衛装備・技術協力など

競争力ある防衛産業を擁する欧州主要国との防衛装備・技術協力は、これらの国々との安全保障・防衛協力の強化及びわが国の防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するものであり、関係の構築・深化を図っている。

##### (1) 英国

英国との間では、13（平成25）年7月、日英間の防衛装備品などの共同開発などに係る政府間枠組み<sup>7</sup>を締結し、同月、米国以外の国とは初めてとなる化学・生物防護技術にかかる共同研究を開始した。また、14（同26）年7月、国家安全保障会議において、英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転が海外移転を認め得る案件に該当するとされたことを受け、同年11月、共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性にかかる日英共同研究に関する取決めを作成し、共同研究を開始した。また、16（同28）年1月、個人装備品の研究開発に関わる人員脆弱性評価について共同研究を開始することを確認した。

参照》Ⅲ部2章1節4項8（(1) 英国）

##### (2) フランス

フランスとの間では、14（同26）年1月、防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ設置し、15（同27）年3月には、日仏防衛装備品・技術移転協定<sup>8</sup>に署名した。

参照》Ⅲ部2章1節4項8（(2) フランス）

#### 2 アジア太平洋地域の友好国との防衛装備・技術協力など

アジア太平洋地域の友好国との間では、わが国との防衛装備・技術協力に関する関心や期待が寄せられており、関係構築を積極的に図っている。

##### (1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、14（同26）年7月、日豪防衛装備品・技術移転協定<sup>9</sup>に署名するとともに、15（同27）年12月からは船舶の流体力学分野に関する共同研究を開始した。

また、14（同26）年10月の日豪防衛相会談においては、①F-35プログラムに関する潜在的な協力の機会の検討、②取得改革にかかる豪州装備庁との対話、③オーストラリア側からの要請を受け、オーストラリアの将来潜水艦プログラムに関する日本の協力の可能性についての検討、④豪州国防科学技術機関との防衛技術交流（船舶の流体力学分野、技術者交流）、⑤防衛産業間対話を含む多面的な協力について、検討を進めていくこととした。

さらに、15（同27）年5月の日豪防衛相電話会談において、オーストラリア政府から、オーストラリアの将来潜水艦をわが国と共同して設計・建造することが可能か検討したいので、将来潜水艦の選定に向けた手続に参加して欲しいとの要請があった。これを受け、同年5月、オーストラリアの将来潜水艦プログラムに関し、わが国としていかなる協力が可能か検討するため、民間企業の参画を得てオーストラリア政府と協議を開始するとともに、国家安全保障会議において、オーストラリアとの潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査のための技術情報の移転が海外移転を認め得る案件に該当することを確認し、同年11月、わが国は将来潜水艦プログラムに関する検討結果をオーストラリア政府に提出した。なお、オーストラリア政府は、並行して、ドイツとフランスの企業にも選定手続きへの参加を求めている。

その後、16（同28）年4月、オーストラリア政府は、将来潜水艦プログラムにおける国際パートナーは、フランス企業に決定したと発表した。オーストラリア政府は、今回の決定は、フランス

7 正式名称：防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

8 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

9 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

企業がオーストラリア特有の能力上の要求全般に、最も見合う能力を示したことによる、と説明している。

参照》Ⅲ部2章1節4項1(日豪防衛協力・交流)

## (2) インド

捜索・救難飛行艇の取得を検討しているインドとの間では、13(同25)年5月、日印首脳会談において、US-2救難飛行艇にかかる二国間協力に向けた合同作業部会(JWG)を設置することを決定した。これまで、計3回のJWGが開催され、日本側から体験搭乗や工場視察も含めたUS-2の性能、運用要領、製造・組立、整備などに関する情報提供を行ったほか、技術移転やインド国内での製造も含む産業間協力のロードマップ策定に向けた準備について協議を実施している。また、14(同26)年9月の日印首脳会談を受け、15(同27)年3月、防衛装備・技術協力を推進することを目的とした第1回事務レベル協議が行われ、同年12月の首脳会談において防衛装備品・技術移転協定<sup>10</sup>が署名されるとともに、US-2を含む潜在的かつ将来的なプロジェクトの探求を表明した。

参照》Ⅲ部2章1節4項3(日印防衛協力・交流)

## (3) ASEAN諸国

ASEANとの間では、日ASEAN諸国防衛当局

次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障など非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされている。参加国からは、これらの課題に有効に対処するため、わが国からの協力を期待が示されている。また、14(同26)年9月には、防衛省において、海洋安全保障・災害救援能力構築支援セミナー(外務省主催)の一環として、国内防衛関連企業による防衛装備品などの紹介を行った。また、16(同28)年2月には、フィリピンとの間で防衛装備品・技術移転協定に署名し、同年5月の防衛相電話会談において、防衛装備・技術協力を推進し、フィリピン海軍への海自練習機TC-90の移転に関する協力を具体化していくことを確認した。

参照》Ⅲ部2章1節4項6(ASEAN諸国との防衛協力・交流)Ⅲ部2章1節2項3(3)日ASEAN諸国防衛当局次官級会合)



フィリピンへの移転について協議を進めているTC-90

## 4 民間転用

防衛省では、10(平成22)年8月、民間転用の制度設計に向けた指針を取りまとめ、11(同23)年には、民間転用を希望する企業の申請に関する制度を整備した。これまで、US-2救難飛行艇やP-1固定翼哨戒機に搭載されるF7エンジンの民間転用に向けた技術資料などについて、企業の請求を受けて開示・公開しており、航空機以外の装備品の民間転用の可能性については、防衛産業の意向も踏まえ、検討を実施する予定である。



エンジンの民間転用に取組むP-1哨戒機

10 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

## 5 技術管理

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、防衛技術、デュアルユース技術の機微性、戦略性を適正に評価し、わが国の「強み」として守るべき技術を守るとともに、わが国の安全保障上

の観点などから意図しない武器転用のリスクを回避するなど、技術管理機能を強化する必要がある。このため、経済産業省との連携を推進していく。

## 6 その他

わが国の安全保障に資する防衛装備・技術協力を円滑かつ適切に推進するための体制や、企業に対する支援策などについて、14（平成26）年12月より、部外有識者による「防衛装備・技術移転

に係る諸課題に関する検討会」において検討してきたところ、15（平成27）年9月に報告書を取りまとめ、同検討会から防衛省に提出された。